



富士登山オーバーツーリズム対策パッケージ

令和6年3月28日 富士山における適正利用推進協議会 決定

概要

- 令和5（2023）年の夏シーズンの富士山登山者数は約22万1千人と新型コロナウイルス感染症流行前（2019年）の水準に回復。
- 特定の登山道での著しい混雑、弾丸登山等を行う者やルール・マナー違反を行う者が見られるなど、オーバーツーリズムによる課題も顕在化。
- このような課題を解決するために、本パッケージにおいて、**令和6（2024）～令和11（2029）年の富士登山のオーバーツーリズムの対策の全体像**を示し、**本協議会構成機関が一体となって対策を推進**していく。

富士登山オーバーツーリズムの課題 と 対策（2024シーズン）

I 混雑の偏りによる利用者満足度の低下

混雑の偏りの解消

- 情報発信
→各主体のHP等で情報発信により、登山者の自発的混雑回避を促進
- 山梨県条例による取組（吉田ルート）
→ゲートを設置し、時間帯（16時～翌3時）又は上限人数（4,000人）により通行禁止措置
→通行料2,000円／人を徴収
- web事前登録システムの社会実験（須走、御殿場及び富士宮ルート）
→登山情報の事前登録等の社会実験を実施
- 富士山麓への誘客促進
→山麓の登山道やロングトレイルの魅力発信・向上、見る楽しむ利用の提案
- 老朽化施設等の改善及び快適性の向上
- 利用適正化に関する法的枠組み活用の検討
→自然公園法を始めとする規制等の勉強会を開始

II 危険にもなり得る弾丸登山等を行うことによる周囲への迷惑

弾丸登山等の抑制

- 情報発信
→各主体のHP等で弾丸登山等の危険性を発信し、登山者の自発的抑制を促進
- 山梨県条例による取組（吉田ルート）
→安全誘導員やガイド等に指導権限を付与し、注意喚起を実施
- 現地における弾丸登山の自粛要請（須走、御殿場及び富士宮ルート）
→シャトルバス乗換駐車場等に係員を配置し、16時以降、宿泊予約のない方へ登山自粛を呼び掛け
- 八合目救護所設置期間の延長・拡充

III ルール・マナー違反による周囲への迷惑

ルール・マナー違反の抑制

- 情報発信
→各主体のHPやチラシ等で富士登山におけるルール・マナーを分かりやすく発信し、登山者の行動変容を促進
- マナー等に関する事前学習（須走、御殿場及び富士宮ルート）
→マナー等の事前学習機能を備えたweb登録システムの社会実験を実施
- トイレでの啓発
→禁止事項を多言語やピクトグラムで表示
- ゴミのポイ捨て・発生抑制
→ポイ捨ての実態調査やゴミ発生状況の調査

フォローアップ

R6.3.28協議会

パッケージの決定

対策の実施

R6秋頃 協議会

対策の報告・評価

R7.3 協議会

R7シーズンの対策の決定

以降、R11までPDCAサイクルで対策を改善